

平成30年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

平成30年9月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設水道部長	田中幸治
教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
環境経済課長	伊藤博臣
建設課長	森泰人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	中野妙子

1. 議事日程（第5号）

平成30年9月14日（金曜日） 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 第61号議案 | 平成29年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 | 第62号議案 | 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 第63号議案 | 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 第64号議案 | 平成29年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 第65号議案 | 平成29年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 第66号議案 | 平成29年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について |
| 日程第7 | 第1号請願 | 核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願 |

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 第61号議案から日程第6 第66号議案まで及び日程第7 第1号請願について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第61号議案から日程第6、第66号議案までの6議案及び日程第7、第1号請願を一括して議題といたします。

前回に引き続き、第61号議案 平成29年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について、決算書59ページ、第5款 農林水産業費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 決算説明資料77ページの農業振興費、農業再生事業に関連してお尋ねします。

笠松町における農家の方、ほぼ100%に近い方が兼業だと思いますが、うちの松枝地域で最近というか、ここ10年近く困っている問題として、いわゆる担い手不足、後継者不足が非常に今話題になっております。と申しますのは、やはり農業従事者が高齢化して、その息子さんたちがやっぱりサラリーマンで遠くに出たり、あと仕事が忙しくてなかなかできないと。そうした中、自分の先祖代々伝わってきた田んぼや畑を本当に世話をするのが大変厳しいと。

一部の方からは市街化調整区域を外して市街化区域にして転売をしやすいようにしてくれといった意見が出てきているわけなんですけど、実際のところ、これまでの議論を通じまして市街化調整区域の見直し、あるいは規制緩和というのは非常にややこしくて、また時間がかかる問題ということは十分承知しております。

そうした点は、調整区域の問題は脇に置いておいて、かといって今のこの状態ですと、今の農業を中心にやっている年配の方が動けなくなったり、あるいは亡くなられたとき、耕作放棄地がふえていくのではないかと懸念が非常に強いわけなんです。そこでお尋ねしたいんですが、これは農業再生ということで、例えば集落営農とか、あるいは特化したそういう農産物をつくる、あるいは観光農園とか、採算がある、あるいはビジネスとして成り立つような農業施策というのをそろそろ真剣に考えるべきに来ているのではないかと。

笠松町の一つの産業の柱として、農業というのをもう少し別の視点で見直したらどうかと思うんですが、そのあたりの見解をまずお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 農用地の耕作放棄地の問題というのは、今に始まった問題ではなくて、

今から6年ぐらい前だったですか、そういう問題も抱えて、笠松町で何かそういう、専業農家の方が少ないだけに、そういう耕作放棄地を利用した対応ができないだろうかということで、農業委員会の皆さんや私どものまちづくりの中でそういう部門ができないだろうかということ議論してやってきました。

一部の皆さんに御理解をいただいた中で、いわゆる水田というのはなかなかできる人間がない中で、1人の専業農家の方がいろいろ広域的に水田を借りて対応していただいている方がありますが、それは1人だけありますから、なかなか全体の農業の水田を開発するというところは難しかったです。一部そういう方の御意見の中で特産物になる、あるいはいろんな皆さんに御利用いただけるようなものとしてイチジクの栽培を一時やっていただいて、10人ぐらいの方が参加をしてやっていただけるようになった。これ以上の広がりがまだないわけですが、そういう皆さんで知恵を出し合って何かやれることをということで、私どもや農業委員会の皆さんや地域の皆さんと取り組んできましたが、今のような問題もまだまだ残っているのも事実であります。

このことは私どもに限らず、やはり多くの地域の中で、特に都市近郊の農地でありますから、そういうことの特殊性も踏まえて、もっともっと議論をしながら、多くの皆さんの力をかり、そしてまた知恵をかりてこういうような特産物の開発もできるようなことも進めていかなきゃならないこともあると思っております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

町長が今言われたイチジクも、一時期非常に盛り上がっていたんですが、正直何か立ち消えになってしまったようで、最近てんでお話を聞きませんし、またそういった地元の名産品をつくる笠松ブランドということで、特産品の試作等もやられたわけなんですけど、その後もまた、これも具体的には実現していないという実情であります。

やはり地方都市の近郊の農家というのはどこも同じような問題を抱えているんですが、逆にピンチはチャンスという言い方もできると思うんです。ことし、去年ですか、岐大と連携をするということで、あそこは農学部もあり、その研究室とか、あるいは学生さんも交えて、あと農業の従事されている方、あと役場の方を交えて産学官協働でそういった研究会をつくって、これからの笠松のような地方都市の近郊の農業のあり方について一度検討し、研究し、それを実際、別に地元の方じゃなくても、学生さんとか若い人、やる気のある方がそういった田畑を使って実験的でもいいからやってみる、そういった試みをすれば、逆に笠松町がこういう農業に力を入れているなということでモデル地区にもなるんじゃないかといった期待もあるんですが、どうでしょうか、一度そういった少しちょっと視点を変えて積極的に取り組んでみるとい

う価値があると思うんですが、そのあたりの御見解をお願いします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そのとおりだと思います。

一般質問の中でもいろいろお話があったように、やはりまちづくりやエネルギーを生産として対応していくためには、内発的なエネルギーがなければできない部分、外からの行政だけではできない部分という壁にいろいろ突き当たっていきました。

そういうことも、いろんな理屈や理論や考えがあったとしても、最後はそういう内発的なエネルギーを引き出すことを我々がやらないと、幾らいろんな相談をしてもできないということを経験してきたものですから、今後も同じことを繰り返さずに、住民の皆さんや、今言われたように町民だけではなくて外部の皆さんの力もかりられるような、そういう体制づくりを我々がして、その内発的なエネルギーを引き出すことをしないとだめであるということは過去の経験からもよく認識しております。今言われたような対応を私どもがいかに岐阜大学との連携や、あるいは中枢連携都市との連携やというのも活用しながら、内発エネルギーを引き出すことを考えていかなきゃあかんということを痛感しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今、答弁を聞いて、とても安心して、また大きな期待を抱きました。

多分今、実際に農家をやられている方も先が見えなくて不安に思っているんですが、そこに希望を与えてあげることでもう一度、もう一度頑張ってみようと、若い人たちもやっぱり巻き込んでやっていこうという機運が高まってくると思いますので、そのあたりをぜひとも積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。以上です。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず77ページ、78ページのところなんですが、第1項 農業費の第2目 農業総務費、これは何も説明やいろいろ空欄なんですが、それは人件費だということでしょうか。ここを少し説明してください。

それから、今、古田さんの言われるとおりで、ぜひ都市近郊の農業として笠松の農地を生かしていけるように思うんですが、そのうちの市街化区域と市街化調整区域、どちらもそのときその対象になっていけるのか。例えば、市街化調整区域についての宅地化はできないことはわかっているんですが、そのほか、その農地を有効に使うということで制限があるならそれを教えてください。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず1点目、第2目の農業総務費につきましては、長野議員さんが言われるとおり人件費ということになります。

もう一つ、市街化調整区域で農地を有効に活用するという件につきましては、現在その農地の所有者の方に今後の意向調査というのをしております。内容的には、担い手にやっていただきたいとか、後継ぎを検討しているとか、例えば売りたいとか、そういうような意向調査をしております。その結果によりまして、市街化調整区域につきましては集積を行って農地として活用していくとか、市街化については宅地を促進するということになっておりますので、その辺についてはまた別途協議ということになりますが、担い手の農地等の利用の集積化ということで現在その調査を進めているという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 市街化調整区域というのは、宅地化ができないだけではなくて、いろんな制限が何があるかと聞いたんだけど。

笠松町の中ではほとんどが市街化区域になっているけれど、円城寺の厩舎のあたりと門間地域、そして北及の南部の、北及でいうと半分ぐらいあるのかな、それが市街化調整区域ですよ、大体決まっています。その市街化調整区域の人たちの土地を売りたい人たちは、土地を宅地化して利用できたらと思われる方からしてみると市街化にしてほしいと、ならんのかという、これの手續というのはとても難しいようですが。私としては市街化調整区域というのは農地を守る意味で大事な施策の一つだと思うんですが、この税金の差、固定資産税で市街化調整区域と市街化区域の同じ一反はどんなふうに違うのかお尋ねします。

と同時に、そのほかに市街化調整区域による制限があるのかないのか。例えば、市街化調整区域として集積して利用するというようなことはできるのか、農地として使うならということはどうなのか、そのあたりを聞きたいです。

それから、さっきの人件費ということでしたら、せめて右側には何人分のというぐらいは書けるのではないかと思います。報告はしてほしいと思います。

○議長（尾関俊治君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 私からは、市街化調整区域における制限についてのことでございますが、農地を保全するためというのではなく、市街化を調整するというところなんです。

農地を完全に保全するというのであれば農業振興地域というのがありますが、笠松にはそれはございませんので、農地を保全するためだけではない、市街化は調整するという地域でございますが、この市街化調整区域において全く建物が建てられないかといえばそういうわけでは

なく、今、制度はありますが、既存で住宅があればそういったものの建て直しであるとか、あるいは農家住宅のようなものとか、あと、これはなかなか難しい部分があるんですが、開発行為である程度の広さの部分についてその協議で、これはいろいろ制限、条件がございますので、そういったことによって開発で建物が建つというようなことがありますので、必ずしも建物は建たないというような状況ではございません。

○議長（尾関俊治君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、市街化区域、調整区域内の農地の課税状況についてお答えをさせていただきます。

まず、ちょっと畑分かれておりましてあれですけど、田んぼを代表的にお話しいたしますと、まず一般田、調整区域内の田んぼにつきましては、平米あたり平均価格が80円でございます。それに対しまして、市街化区域内の田んぼについては1万5,679円ということで、価格自体は200倍ぐらいの感じになるんですけども、ただ、これは評価額でございまして、課税標準額ベースに置きかえますと市街化区域内は大体決定価格の3分の1ぐらいになりますので、おおむね100倍ぐらいの税額の差異になると思います。

ちょっとわかりづらいですけど、評価額という部分で価格決定をしますが、実際に課税標準というのがございまして、そこへ移るまでは負担調整しながら課税をさせていただいているというような経緯がございまして、決定価格ベースで申し上げますと約200倍になりますし、課税標準ベースで申し上げますと大体100倍ぐらいの検討になるというような状況でございます。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 済みません、先ほど答弁申し上げました点で1点訂正をさせていただきますと思います。

先ほど農地の所有者の意向調査を実施しているということで申し上げましたけど、その実施に向けての今は検討をしているということで、訂正をさせていただきますと思います。

あともう一つ、農業総務費の人件費の人数の表記ということでございますが、ほかの科目でも人件費を払っている部分については、その決算認定資料のほうに表記を今していない状況でございますので、ちょっと全体を通して一度検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 意向調査をこれからの方向でやっていただくということなら、私は常々思うんですが、市街化区域も市街化調整区域も農地として利用をしていただけるということであれば、本当に名古屋市を初め、近郊の都市の方で畑をつくりたい人や農作物を自分の責任でつくって食べていきたいという方たちもたくさん若い方を含めていらっしゃるようす

ので、そういうところに使ってもらえる一坪農業というようなのを初め、もうちょっと大規模にやる形でもいいのではないかと思います、発信していくような方向もできるものなら考えていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

決算書61ページ、第6款 商工費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 商工費の2目の商工業振興費の中で、平成29年度から創業支援事業というのを始められたわけなんですけれども、ここで一般コース12名だとか女性コース6名、ITコース2名という方が受講されたということになっておるんですが、平成29年度の当初予算の説明のときにはこういったコースも設けるし、そして家賃保証といいますか、家賃に対する助成金も出すということで1件の48万円でしたかね、予算化されたんですが、今回、その家賃に関してはここに出てこないんですけれども、家賃の助成をされたのかどうかということが1点と。この支援事業というのはどのくらいの期間、例えば講座、いわゆる創業塾がどのくらいの期間で何日間ぐらいの受講をされるのか。

せんだって、商工会から私のところにもチラシが来ておったんですけれども、創業塾の受講者募集というような案内が来ておりまして、受講料5,000円という金額も書いてあったんですが、そうなりますと61万9,000円の支出はどういったことで支出されたのか。例えば、講師の講師料だとか教材費だとか、いろいろ科目があると思うんですけれども、どういったものを支出されたのかということの説明をお願いしたい。

それから、この創業塾を受講された方は1年で創業といいますか、即店を開くと、店舗を持つということが出来るのか。例えば、これを2年受けなきゃいけないよとか、そういったいわゆる受講の縛りがどのくらいの期間なのか。

そして、29年度に受講された方々が30年度において起業された、創業された方がどのくらいいらっしゃるのか。その辺についてちょっと説明をお願いしたいのですが。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、伏屋議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、当初予算で家賃助成について出ていたがということでございますが、平成29年度につきましては、その家賃補助についての申請がございませんでしたので不執行ということになっております。

2点目のこの支援事業、いろんなコースがあるがその期間ということでございます。この3

つのコースがありますが、各5回開催をしております。もちろん時期というのはずらしてお
りまして、一般コースですと、平成29年につきますと6月から7月で5回開催、そして女性コ
ースですと11月に5回開催、ITコースですと平成30年の1月から2月で5回開催ということで、
各コース5回ということになっております。

61万9,000円の支出の内容につきましては、商工会にこの創業塾の委託をしておりますので、
商工会さんへの委託料ということで61万9,000円を支出させていただいております。講師料
等々の経費となっております。

続きまして、この創業塾を受けて、創業までの縛りということでございますが、創業支援事
業計画というのが平成29年から33年度までの5カ年の計画でございますので、この計画期間で
創業をしていただければというような縛りといいますか、その計画期間内での創業ということ
になっております。

続きまして、その受講された方で創業をした方という御質問でございますが、現在までに
3名の方が起業をさせていただいております。一般コースで受講された方1名、ITコースで受
講された方1名、女性コースで受講された方1名、計3名の方が現在起業をしているという状
況でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうしますと、平成33年度までの5カ年間で受講して創業してもらいた
いという思いがあるということなんですけれども、既に起業された方もいらっしゃるというこ
となんですけれども。ということは、1年の間に5回の講座を受講すると、それで、それを終
わった時点で認定みたいなそういうものがなくて、いわゆるその人が、私はこれで会社を起こ
したいんやと、つくりたいと思えばやっていいということなんです。

例えば、これで5回受けた、それを2年間で10回受けないと卒業できません、それでないと
起業できませんといった縛りはないということで解釈していいですか。その辺をもう一度お伺
いしたいのと。

それから、61万9,000円は商工会に委託してあるというふうなんですけれども、委託に際し
ては何が幾ら、科目というんですかね、支払い根拠というのがあると思うんです。例えば、
講師の謝礼が5回分で計15回だから幾ら幾らというようなことがあると思いますし、商工会と
しては5,000円を受講料を取るわけですので、商工会としては61万9,000円プラス5,000円を受
講料があるわけですから、それ以上の金額で創業塾を開催しているわけなんです。まずもっ
て丸々委託していますよという説明じゃなくて、こういう根拠で61万9,000円の委託料を支払
っていますよという説明が欲しいということでお聞きしたんですけれども、その辺をもう一度
お願いしたいのですが。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず1点目につきまして、その縛りということでの御質問でございますが、5回受講していただければ修了証をお渡ししますので、それが証明書ということで、それで活用していただくというか、起業していただくときにいろんな制度を受けられるということで、そういう縛りはございません。

あと61万9,000円の内訳でございます。先ほど説明しなくちゃいけなかったので申しわけありません。

まず、講師代が2万4,000円掛ける2時間の5回分ということで51万8,000円、あと広告費が20万1,000円という内訳で委託をしております。もちろん、今の講師代から受講料5,000円分を引いた分での委託料を支出しているということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 最初に聞けばよかったんですけども、ちょっと思い出して今聞くんですが、受講生は笠松町の方に限るという縛りがあるのかどうかということと、それから修了された方が起業をするときは笠松町内で起業するという条件があるのかどうか、それをちょっと確認させてください。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず、受講生は笠松町民に限るのかということですが、それは限らないです。町外の方でも大丈夫です。

あと、起業するのは笠松町なのかということですが、もちろん笠松町で起業していただくことが一番望んでおりますが、そこまでの規制はございません。

ただ、笠松町で起業する場合には、先ほどの空き店舗の活用をしたときの家賃補助とかという制度を受けられるということでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 商工費なんですけれども、説明資料の77ページ、商工業振興費の商工業団体支援事業という中の金額なんですけれども、平成26年度から28年度にかけて25%ぐらい削減されていて、平成29年度は200万円ぐらいまたふえているんですね。その横に例えば指導事業とか、ふらっと笠松運営事業とかといって幾つか項目が上げてあるんですが、年度によって項目の内容が違うので、単純に我々が比較できないんですね。

この3年間の間に25%減ってきたというのは、どこの部分がどういうふうに減ってきて、29年度はなぜ200万円ふえているのかということについてお聞きいたします。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

商工業団体支援事業で平成26年度から28年度に25%減をしている、どの部分かということですが、全体的には人件費の減ということになっております。

あと、平成29年度につきましても、実際、28年度と比べまして167万1,000円増となっておりますが、これにつきましても人件費の影響でございます。

平成28年度につきましては、職員の方が1名途中退職をしておりましたので、28年度の人件費補助が少ない状況でございました。29年度は、人件費1年間分補助をしておりますので、その関係で、人件費だけで165万円、29年度と28年度を比べて増となっている状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 平成28年度と29年度は、途中退職した人が、また新たな人材がふえたということでふえたというのはわかるんですけども、平成26年度が2,000万ぐらいあったのがという部分については、人が減っていったということなんですかね、商工会の事務局の中の。なので、その分25%減ったという考え方でいいんでしょうか。

確かに、組合員というか構成員の商工会員数が激減しているというふうに身をもって私も感じていまして、実際、総代をやらせていただいている、何軒か毎月配るんですが、もう半分ぐらいなんですね、最初いただいたときに比べて。そういうことを考えると、当然構成員数が減れば、職員数も減って当たり前だろうという考え方もできるかもしれませんが、例えば町として商工業を発展させようという場合に、例えば、職員数が減ったのなら職員数が減ったなりに当然人件費が減るというのは当たり前なんですけれども、例えば指導事業であったり、能力開発事業であったりというのは、今の伏屋議員の言われるようなことをもっと積極的にしなければいけないだろうと思いますし、商工会自体の意欲にもつながっていくんじゃないかなと思うんですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 済みません、お待たせいたしました。

商工業の発展ということに関しましては、現在、先ほどの伏屋議員さんからの質問にもありましたように、創業支援とかということで、その中でもワンストップ相談窓口とか、あといろんな県の経済振興センターとも連携をした窓口とか、あと町内の金融機関とも連携をして行っております。また、岐大とも連携をしておりますので、その点についても岐大とも連携をするというようなことで、いろんな創業支援計画に基づいて、現在、商工会と町とさまざまな関係機

関と協議をして連携をして行っているということで、そういう意味で町も全面的にバックアップというか、協力というか、ともに一緒にやっていきたいと考えております。

補助金につきましては、職員の新陳代謝とかの関係でその補助が変わっているという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） いろいろな事業をされているのはわかりますし、連携しているのもよくわかります。

職員の方が退職になったり、別の契約の職員になったりということで、そういうこともよくわかるんですけども、会員数がこれだけ激減しているということは、やっぱり入っているメリットがないというふうに商工業者の方が思っているのの一つの原因かなというふうに思うんですね。

町は一緒にやりたいというふうに、一緒になって商工業の発展のためにやりたいと思っているのに、向こう側が本当にそう思っているかどうかというのはどういうふうに確認されているんですかね。

ちゃんと商工会のほうもそう思っているらっしゃるのであれば、もっとかみ合せて会員がふえていくような施策というのは打てるのではないかなというふうに思うんですが、単純なことではないので、こうですという答弁はできないかもしれないんですけども、今後さらに一緒になって商工業を発展させていくという意思があるのかなのかだけ、まず確認だけ今回はさせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

商工会さんも経営発達支援計画ということで計画を立てておまして、中小企業と伴走して一緒にやっというような計画を立てております。そういうのをやはり確認しますと発展をもちろん願っておるというようなことで、もちろん町もそれに合わせて一緒にやっていきたいというふうで考えております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 決算資料79ページ、観光費の観光施設管理事業で、例の桜木の件についてお尋ねしますが、今回の台風でも奈良津堤の桜が倒れて非常に大きな被害が出たわけですが、あそこの木はかなり寿命を超えて老木化が進んでいるということなんですけど、今後また似たような台風が来ると同じような被害が出て木が倒れてしまうことも十分懸念されます。

単刀直入に聞きますが、今後あそこの並木はどうされるのか。確かに、桜の名所で桜まつりのスポットになって非常に多くの人々がにぎわっているわけなんですけど、桜の木がこれ以上倒れてしまうと成り立つのも非常に難しいのではないかと。今後、そろそろ方向性を決めなきゃいけない時期に来ているんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうされるかということ。

あと周辺の住民の方はそれをどういうふうに思っているのか。桜の木はやっぱり残してほしいのか、やはり安全面のためにある程度伐採をしてもらいたいのか、そのあたりの意向調査というか、そういった気持ちというのを一度聞くことはあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今回の台風で、今まで台風も何回か来たことはあるんですけど、特に今回の台風であそこの桜を初め、多くの木が倒木したのは、本当に私もなかなか経験していないくらいの大きな出来事でした。

その後、奈良津堤の桜をいろいろ見ましても老木が多くて、枝もかなり折れている部分もある。将来、あのままで桜を管理できるかといえば、当然あそこの奈良津堤の桜というのは、笠松町の大きな観光事業として今までPRしてきた部分もありましたけど、今の倒木や老朽化した桜を新たに植えかえて、あそこを一大桜の場面としようということは、河川法やいろんな法律の中で制約をされてくることであります。そういうことを踏まえると、永遠にあそこが桜の一つの観光面としての状況を発信できるかといえば、これはもう限界があると思います。

まだ今は3分の2以上はあるようでありますから、今はそれをきちっと確保しながら、枝の状況も確認をしながら、やはり桜の名所として保ちながら、将来の方針を考えていかなきゃならないときに来ていると思います。

方針というのは、全くあそこに新たな桜の景観を再現するのではなくて、基本的に今の法律や河川法の中で考えられるのは、もう桜としての寿命は終わっているということも考えなきゃならないときだと思います。そういうことも、ここ50年以上の寿命をもった桜でありますから、桜の寿命は大体50年から60年と言われているときでありますので、そういうところから見ると先は考えていかなきゃならない時期になったと思います。

基本的には、永久にあそこは桜の堤として成り立つことは考えられないということだけ、今は申し上げられるのではないかと思います。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 周辺の住民の方への意向調査ということは、現在行っておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

やはり形あるものはいつか消えてしまう、それは定めだと思えます。

やっぱり桜の並木も、今まで笠松町の名所として観光事業にも大きな貢献をしてもらったわけですが、今、町長が言われたように寿命で限界が近づいていることで、かといって、それを黙って座して死を待つのも何となく寂しい思いがします。やはりここは、まず一度周辺の住民の方とか商工会も含めて、今後その桜の並木をどうするかということを考えてとともに、桜並木にかわる、桜の名所にかわる新たな観光スポットというのあわせて考えていく、そういったきっかけになればいいかなと前向きに捉えたいと思いますので、またそのあたりもじっくりと検討していただきたいと思えます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑の途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

休憩 午前11時05分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

決算書63ページ、第7款 土木費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 決算説明資料の79ページ、1目の土木総務費なんですけど、前にもお話ししたんですけども、公用車管理事業で、2款の総務費のほうで集中管理車ということで二百何万円まとめてあるんですけども、これは土木費だけが公用車管理事業費があるんですけども、前にも、笠松町の車なんで全部一括して総務費でまとめてやったらどうやという話もしたんですけども、まだ土木費のほうにあるんですけども、土木費に置かなきゃいかん理由というのはあるんですかね。ちょっとその辺の説明をお願いしたいんですけども、笠松町の車なんで、そうすれば総務費で一括して管理すればいいんじゃないかなと思うんですけども。

実際に、例えば公民館にも車はあるわけですね。だったら、教育費の中に、公民館費の中にそういった公用車費用があるかといったら、そっちにはないわけですね。外部であるのは、給食センターには車が2台ありますけれども、それは別事業ということでしかるべきかなということと思うんですけども、その辺のここに置いておく理由をもう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、81ページの3目の交通安全対策費で、まず最初に街路灯管理事業で修繕費が107万6,000円とあるんですけども、この修繕費というのはどういうものに使われたのか。LEDにか

えられて、そんなに早く壊れるものではないような気がするんですけども、こういった修繕なのかということをお聞きしたいのと。

それからその3つ下、児童生徒通学安全対策事業でヘルメットの購入費があるんですけども、これは私の理解では、小学校の皆さんは新1年生に対してヘルメットを交付されると、それから中学生については1年生になったときに自転車通学の子供にヘルメットを支給しているということなんですけど、この人数がそこに書いてあるんですけども、何の人数なのか。例えば笠松小学校19人という、新入生が19人ばかりなのかということですね。その辺をちょっと。渡した子もおれば、渡さない子もおるのかよくわからないんですけども、その辺の人数の適合性といいますか、それについてちょっと説明をお願いしたいんですけど。

中学校についても、自転車通学でいうと下羽栗、松枝。松枝は一部は徒歩通学もしているんですけど、170人という数字になっておりますけれども、それとおりののかということもちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） お答えをいたします。

まず、土木総務費の公用車管理事業についてでございますが、さきの議会のほうでも御説明をさせていただいたとは思っておりますが、こちらの公用車につきましては、地籍調査用に交付金をいただいて、その対象の事業で購入したものであり、それ専用基本的に使うということで、あいているときは別の事業に使うこともまれにはありますが、地籍調査用にということで、あえてここに上げさせていただいて、建設課のほうで管理させていただいているということでございます。

それから、次に街路灯管理事業の修繕料のほうでございますが、主に電柱に街路灯が設置許可されておりますので、支障で電柱が移転する場合についての移動についての費用とか、最近、雷によって故障するケースもまれにありますので、そういった修繕に使用させていただいております。

ヘルメットの購入事業についてでございますが、人数の整合性がないんじゃないかというようなお話でございますが、必ずしも新入学の方が購入されるわけではなく、御兄弟のを譲り受けたりとか、そういったこともございますので、人数としては補助させていただいた方はこれだけの人数であると御理解いただきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうから、今の建設水道部長が公用車管理について御答弁をさせていただいたことに若干補足的にお答えをさせていただきたいと思います。

基本的には、公用車の管理というのは予算のそれぞれ目的別がございまして、総務費ですとか民生費、衛生費等々ということで、その目的に沿ったところに予算を計上させていただいて

いるという状況でございます。

その中で、総務費のほうでは、特に集中管理ということで、そういった管理の手法のほうがより効率的に公用車が使えらるであろうということで、総務のほうで集中管理している車両が12台と、あと町長専用車というような形で2台ございます。そういった部分を一括して計上させていただきます。

あとその他、引き合いに先ほど議員さんがおっしゃいましたように、中央公民館であるとか給食センターであるとか、それぞれ所属課に専用車というものが配置してございます。それらにつきましては、基本的にその目的別ということで、それぞれの費目の中で予算措置をさせていただいておるところでございますが、決算認定資料の中でそういった、特に田中部長が申し上げた地籍調査に係る部分についてはそういった表示がしてあるわけでございますが、それ以外の部分については、経常的な事業経費という形でこちらのほうに掲載がされておられませんので、そのあたりちょっと誤解を招くような記載がありましたことについてはおわびを申し上げ、お願いをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうしますと、土木費の地籍調査のための車だということなんですけれども、地籍調査のために燃料代が21万5,000円もかかるというのは、どんだけ走ったということになるんですかね。

というのは、地籍調査といたって、全町内をやるわけじゃなくて、ほんの一部分の地籍調査しかできないはずなんです。10年ぐらいかかるという話も聞いていますので、ということからいえば、21万5,000円の燃料代というのは幾ら何でも高いなという、それ以外にたくさん使ったんやないかなという気がしますが、その辺はどうですか。

それから、次の街路灯の修繕料なんですけど、107万6,000円の中で、今、電柱の移転工事で移設というのがあるとか、それから被雷したことによる修繕もあるということなんですけれども、何件ぐらいあったのか。例えば、電柱の移転は何件、それから雷による被雷が何件という件数も教えてください。

ヘルメットはいいです。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

公用車の関係の燃料費、地籍調査用の車だけでこれだけの燃料が使われるのかということでございますが、私ども建設課のほうで管理しております、使用しております車の中にもう一台軽トラックがございまして、町内の道路の修繕とか巡回等に使っておりますので、その分も含まれているということでございます。

それから、街路灯の修繕の内訳でどのぐらいの件数があるのかということでございますが、修繕、移設、取りかえの分で46件ございまして、それが今回107万、これは新規のは別ですが、46件修繕に使用しております。

○6番（伏屋隆男君） 移設で何件、被雷で何件というのは。

○建設水道部長（田中幸治君） 申しわけありません、被雷は1件あったかないかと記憶しておりますので、ほとんどが移設でございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず一つは、7款 土木費の2項 道路橋りょう費の2目の中で、羽島用水のパイプラインの関係ですが、あとどれぐらいまだこの経費がかかるのかと同時に、長池地内はこの年度は南のほうをやって間が残っているはずですね、上部の工事について。それは、いつをめどになるのかお尋ねしたいです。

それから、先ほど伏屋さんが質問されました街路灯の管理の事業で46件の移動があったということですが、電柱の移動に伴ってこちらがやった工事費について、電柱にこちらがつけさせていただくわけだから、丸々工事費は笠松町で持ってつけ直していくということになるのかお尋ねします。

それから、さっきの土木総務費の中の公用車管理事業で車が2台ということですが、前年度17万5,000円の公用車管理事業が38万3,000円と非常に高くなっているのは、燃料の値上げのほかもあったのかどうなのかお尋ねします。

それから、4項の都市計画費の中の公園費で、82ページの公園維持管理業務委託料の3,603万7,000円は、みなと公園を中心のものでしょうか、お尋ねします。

以上です。お願いします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私から、パイプラインの上部利用の答弁をさせていただきたいと思いますが、あと残りというのは約1キロになっております。それで、いろんなあそこまで進めさせていただいて、今中断しているのは、財政状況の中ですぐやらなきゃならない状況等判断して他に回させていただいている中で、一昨年でありましたが、やはりできていないところの部分が狭いので、人や自転車の通行に大変危険な部分が多いのでという、特に地元からの強い御要望があったので、自転車道だけは先に通させていただいて、南からずうっと自転車や歩行者の道路は完成をしましたので、そういう意味で、道路整備というのは一時おくれながら、まず安全確保だけやらせていただいたという状況を御理解いただきたいと思います。

これは、一刻も早くやらなきゃならない事業の中の一つでありますから、そういう財政状況

も加味しながら計画を立てたいと思います。

ただ、今申し上げたように、まだ来年度の私どものいろんな計画が育っていませんから、そこへ莫大な金でやれるのか、あるいはまた小刻みにやるのかは別にして、これからまた対応を考えていきたいと思います。

これはやるのがもう1期、1期という1キロですので、大半が単独の財政でやらなきゃならない仕事でありますので、いろんなことをやはり加味しながら、もう一度この土俵の中で検討したいとは思っています。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） まず公用車の管理事業の件で、これだけの燃料費、それ以外あるのかというお話でございますが、公用車の車検がございまして、その分が前年度よりもふえているということでございます。

それから、公園の維持管理業務委託料の件でございますが、こちらについては運動公園だけではなく、都市公園として緑地公園、みなと公園、美笠児童公園、運動公園と、それから、その他の広場として中野児童公園、蘇岸築堤記念碑公園、それから遊園地である神明神社、円城寺、松栄町、中新町の公園の維持管理も含まれております。

それから、LEDの工事費の関係ですが、電柱に共架させていただいている関係上、電柱が移動するとそちらへまた移動させる、再度つけかえるという工事になりますので、その分で2万円ほどを支出させていただいているということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず、町長さんのあれなんです、ということは、あの間に残りの工事予定のところにくいが打ってあって、そして草が繁茂するんですね。それで見にくくなつての1つ事故があったと思っておりますが、今までに。ぜひ草の管理だけはやっていただいて、車が通るにしても、人が通るにしても、通行に支障がないようでき上がるまでの管理は何とかしていただきたいと思っておりますがどうでしょうか、お尋ねします。

それから、1つ飛ばしてしまいましたが、地籍調査の関係で、先ほどどなたか10年間でということですが、私は10年間どころではない、笠松校区だけで10年ぐらいかかるのではないかと思ったりするんですが、これの大体計画は、全町が当然だと思っておりますけれども、どれぐらいの期間を考えていらっしゃるのか。継続してずうっと行かれると思っておりますが、両方をお願いいたします。

それから、街路灯の関係ですが、新しく今回につきましても道路を町道にしていくのがありますが、そうしたところでの新設要望だとか、新設するについてはどのようになっているの

かお尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） パイプラインの上部にある草というのは、今言われたように時期によって繁茂して見通しが悪くなる部分があるようでありますので、これは私どもも羽島用水土地改良区には対応をお願いして逐次進めていただいております。

当然、私どもと羽島用水との連絡の中でやらせていただきたいと。管理は羽島用水土地改良区でありますので、対応を進めていきたいとは思っています。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） まず、地籍調査の件でございますが、地籍調査は1地区調査を終えるのが大体5年かかります。1地区で5年になりますが、今、笠松北部の第2地区の3年目に入っております。1つの区間が5年という形であります。さっき10年という話がありましたけれども、これが全町となりますと、ちょっと何年ぐらいかかるかというのはなかなかわからないところでございます。1つの調査区が終了したら、また次の調査区という形で進めたいとは思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、街路灯の件でございますが、新設につきましては建設課に基準というのがございますので、どこに御要望という形でお申し出いただいて、その基準に合致すれば設置をさせていただきますという形になります。

それから、開発道路等についている町道認定の部分につきましては、町道の編入に当たりまして街灯が設置されていることを条件にしている部分もありますので、そういった部分で帰属して御寄附をいただくみたいな形でいただいて設置されているものがほとんどでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、町長の答弁で、いただいた後の土地の管理というのは、本来、笠松町に移っていて、町として工事もしなきゃならんし、管理もしていくことになるのかなというふうに思っていたんですけど、羽島用水とともに管理していただけるということでしょうか。工事した後の道をつくるだけになるわけですけども。

それから、さっき申請されたものについては基準に基づけばとおっしゃいましたが、その基準はどのようなものなのかお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） まず、羽島用水のパイプラインの上部利用の件でございますが、道路建設後は笠松町のほうが維持管理をしていくということになります。現在の状況では羽島用水の管理ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、街路灯の設置基準要綱というのを定めておまして、幾つか基準の要綱はありますので全部は読み上げませんが、こちらで定めたものに合致すればということです。以前は町内会の要望で各所つけさせていただいたところでございますが、一つの基準といたしましては、1つの街路灯からおおむね80メートル以上隔てた範囲内に街路灯が設置されていないときというのがありますので、これが一つの基準です。

あと、その他見通しの悪い部分ですとか交差点の部分についても条件の中に入れてさせていただいております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 決算説明資料の84ページのサイクリングロード整備事業なんですけれども、これはちょっと勉強会でも言ったんですけれども、22号への乗り入れの階段と坂道をつくってもらったんですけど、バイパスの橋をずうっと愛知県側に渡ると堤防に降りる階段があるんです。さらに、堤防に降りた後、もう一度、愛知県側のサイクリングロードに降りる階段があるんです。それをずうっと下っていくと木曾川橋の歩道につながるように、今はけもの道みたいな感じになっているんですが、そこの部分に坂路をつけていただくとぐるっと一周できるように、一宮側と岐阜県側とぐるっと一周で、ほぼ周回で10キロぐらいのコースをつくることができます。勝手にこちら側で何も言いがたいと思いますし、一宮に直接言いにいくのも何だと思わんですけれども、何らかの形で実現できるように御努力願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） サイクリングロードの今後、愛知県側のほうにそういった施設ができれば周遊できるんじゃないか、そういった働きかけというお話でございますが、愛知県側の、笠松町以外の部分の話ですとなかなか難しいところもあるんですが、国土交通省のほうにおきましても、サイクリングロードについて今後整備していきたいという考えがあります。

それで、サイクリングロードの周遊活性化ということもあるんですが、もう一つは、今まで従来も一般道も含めたコースも考えておられるということで、今後、国土交通省の公園課のほうでサイクリングロードの周遊活性化のための協議会のようなものを立ち上げたいということで、各関連市町の副市長、副町長クラスの構成メンバーで今言ったようなことも含めて今後協議をしたいというようなこともありますので、そういったところで周遊化がうまくできるようなところで何かしら働きかけができればというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

現在のところ、私の知っている限り、岐阜市のほうの団体のほうが、自転車ではないんですが、ジョギング、マラソン、駅伝みたいな形であそこを周遊するコースでやられたのを知っております。なので、道なき道の部分もあるんですが、とりあえず歩いてというか、走ってという状態ならできるんです。だから、今後さらに発展していただけるようによろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 決算説明資料81ページ、交通安全対策費、地域交通安全啓発事業に関連してお尋ねします。

先般の議案説明会だったのでしょうか、笠松町は高齢者の事故が非常に多くて県から指導を受けたというお話を聞いたんですが、そのやさきもやさき、きのう、不幸にも長池地内で高齢者の方が犠牲になる死亡事故が起きてしまったんですが、多分これを契機に一層こういった高齢者向けの交通安全啓発事業に力を入れられると思いますが、これまでのそういった高齢者向けの啓発事業を見ますと、主に老人クラブを通してでとか、あとふれあいサロンとか、そういったところでやられるケースが多かったんですが、ただ問題なのは、こういった老人クラブにしても、サロンにしても出てくる人というのは比較的元気で、非常に交通安全に対する認識は高いと思うんです。

逆に問題となるのは、こういったところに出てこれられない、言葉は悪いですけど、引きこもり系のお年寄りの方が交通安全に対していま一つ意識が低いところがあつて犠牲になれる危険性が高いのではないかと思うんですが、そうした人たちに対する啓発やケアは今後どのようにされるつもりなのか、そのあたりをちょっと御説明願いたいと思いますが。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

笠松町が今年度、高齢者交通事故防止対策重点地域に指定をされました。それに伴いまして、議員さんがおっしゃるように、老人クラブに加入の方だけではなく、その他の加入しておられない方も含めて啓発を考えておりまして、警察署のほうからも同様の御依頼もでございます。それによりまして、いろいろな計画を立てております。

特に、元気な方は敬老のつどいであるとか老人レクリエーション大会だとか、そういった行事に出ておみえになるんですが、それ以外については民生委員さんが各高齢者のお宅を訪問するというのがございます。それに御一緒させていただいて、啓発パンフレット等の配付物、御説明をさせていただきたい。それから、同様に公安協のほうも岐阜羽島警察署、それから担当

者と含めて笠松地域のほうで老人クラブ未加入者の御自宅のほうへまた御訪問させていただきまして、こういった啓発活動をしてまいりたいと。

そのほかに、なかなか見ていただけるかどうかわかりませんが、ホームページを含めた同報無線等も含めたもので何とか周知徹底を図って、少しでも犠牲になる方を減らしたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

このままだと、高齢者の事故に関しては県下ワーストワンになってしまう可能性が非常に高いと思います。

ここは建設課が担当なのですが、住民福祉のほうとも連携しながら、また町内会等や民生委員の方々とももちろん協力しながら、総力戦でまずは住民の方に危機意識を持っていただくことが重要だと思いますので、何とぞお力入れをよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 82ページの橋梁維持費のところ、いろいろ全町橋を点検していただいてありがたかったんですが、町内からいろいろ要望が出ていまして、トミダヤのずうっと西の橋ですね、くねっている橋、これは門間のほうからも、長池のほうからもいろいろ要望が出ていまして、改良工事はやるのかやらないのか、このまま補強してやめるのか、その辺のところを町の計画としてどういうふうに思ってみえるのか、それだけちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

トミダヤから西の岐阜市の境の橋梁についての御質問でございますが、橋梁自体、それから西のほうは岐阜市の管轄の部分でございます。今後は岐阜市といろいろ地元からの御要望等もお伝えをし、何とか計画を進めていただきたいというふうに私どもも働きかけをしておりますが、なかなか岐阜市さんの優先順位等もございまして、いつごろという時期的なものがちょっとめどが立たないような状況でございます。何とか御要望にお応えできるように、こちらのほうからも働きかけを今後も続けていきたいと考えております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

決算書67ページ、第8款 消防費についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番(川島功士君) 今、団員数を見ると平成29年度の資料では109人ということで、定数に対して11人足りないですね。

なかなか団員の方は勧誘してもなっていないということは、十分いやというほど承知はしておるんですけども、120人という定数の根拠をいま一度確かめたいと思います。

それと、岐南町のほうでは、女性消防団で実際に操法訓練をする部隊ができたと聞いておりますが、笠松町の場合は今後そういうことを考えられるのかどうか。もちろん団が考えることなんですけれども、町としてはどんなふうを考えているかということについてお伺いします。

あと、水防のほうなんですけれども、今回の一般質問でもやったんですけども、この平成29年度というのはどのぐらい出動回数があったのかということと、それと例えば避難判断水位になったときには、どういう状況でどういうふうに住民を避難させるようになっているかということをお伺いします。

○議長(尾関俊治君) 村井部長。

○総務部長(村井隆文君) お答えをさせていただきます。

まず1点目の消防団員の団員の定数についてのお尋ねでございますが、120名の根拠というのは、明細にこうこうこうというようなところまではちょっと承知をいたしておりません。笠松町の過去からの地域の特性であるかというようなことを勘案しながら定数が定められ、現在に至っているものと認識をいたしているところでございます。

続きまして、2点目の女性消防団員の活動内容についてでございますが、それぞれ団員のほうは目的を持って形成をされておるんですけども、現在、笠松町の女性消防団員については、特に女性の持つソフトな面を生かして住民の皆さんに対する火災予防活動であるとか、広報活動を行っていきこうというような基本的な目的のもとに活動をしてまいりたいと考えております。

そういった中で、本年度でございますけれども、自主防災訓練での初期消火訓練であるとか、リバーサイドカーニバルを初めとしたイベントでの啓発活動、また火災予防週間には広報活動なんかも行いたいと思っておりますし、既に今年度は保育所等での防災教育というようなことで、紙芝居とかゲーム、クイズを用いて学習できるような防災教育なんかも実施させていただいているところであります。加えて今年度は、特に高齢者宅への訪問ということで、ひとり暮らしのお年寄りの方に安心して生活していただけるようにということとか、あと避難行動の要支援者名簿なんかの兼ね合いもございまして、あわせてそういう訪問による見守り活動というようなことも実施をしてまいりたいと今考えているところでございます。

あと2点目の水防団の関係の出動回数等につきまして、大変恐縮でございますが、現在、資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

あと、避難判断水位等の伝達状況等については、観測地点の水位が水防団の待機水位であるとか、避難準備水位であるとか、氾濫危険水位であるとか設定がされておりますので、その水位に達したときには県のほうからアラームメール的なものが流れてまいりますので、私どもも同様に受信しておりますし、水防団員の皆さんも受信をしておられます。そういった水位の状況を見ながら待機されたり準備を進めているというところで、特に最近ですと、昨年度は馬橋観測所の避難準備水位、氾濫水位まで達したということで避難所の開設であるとか、あとあんしんメールで住民の皆さんに御周知等をさせていただいたところでございます。

今後につきましても、そういった基準に基づきまして、しっかりとした対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 定数については細かな規定がないような話だったんですけども、私が団員になったときから定数は変わっていないような気がするんですけど、全くそれがいつ決まってどうでというのはわからないということですよ。なので、やっぱりここらで本当に何人がいいのかということ、当然その地域ごとの人口の数というのも、建物の数というのも変化が来ていますので、団とよく相談してみる必要があるのではないかなと思うんですが、お考えはどうですかということです。

それから、消防団、女性の方が、ほぼ職員の皆さんで担っていただいているというのはよくわかっているんで、そういう状況であるというのはよくわかります。女性消防団の皆さんと消防団長さんとが県のそういう会議に出る場があるそうです。笠松町の場合、出ることができない状況であると聞いておりますが、そのことについて町としてはどういうふうにお考えなのかということをお伺いします。

それと、先ほどの水防の件であんしんメールでお伝えしますとかいうことがありましたけれども、それぞれ団員であったり、その河川メールを受けている人というのはそれぞれ、私も河川メールを登録してありますので来ますけれども、例えば豪雨のときに堤防が氾濫した地域の話を知ると、避難準備情報が出るのが夜中だったから逃げられないとか、気がついたときにはもうあふれていたとかいうことが非常に多いです。確かに木曾三川のところというのは、本当はかなり昔から氾濫が多かった地域で、本当にいろんな堤防もしっかりしていますし、そういう河川メールとか、それから観測所がインターネットで公開してあったり、NHKのデータ放送で水位が見られたり、氾濫情報が見られたりというのは、きちんとされているんですけども、なかなか住民の皆さん方に伝わらないのではないかなというふうに思います。

例えば、前も雨が降っている中で防災無線の外のスピーカーでは全く何を言っているかわからなかった。なので、例えばうちの中に受信機があるんですけども、それが機能するかどうか

かということも含めて住民の方々に伝える必要がある。例えば避難判断水位が深夜に出た場合に、まだどしゃ降りの中、避難しろというのはなかなか本来酷な話、できないかもしれないということになりますよね。そういった場合の基準というのはどういうふうにされているのかということについて、要するに水防団であったり、そういうことではなくて、一般の住民にどうやって広く迅速に伝えるかということについての質問をさせていただきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） まず、消防団の定員の話とかというお話がありますが、消防団それぞれ第3分団まであって、それぞれの地域で分団の中で消防団の皆さんには大変活躍をいただいて進めていただいております。

そういうような中で、定員割れしている団もあるようであります。そしてまた、国のほうとしても、消防団の確保は火災だけではなくて、これから考えられる大災害や地震等の被害のときの機能別消防団員もカウントできる体制をとって、大災害等において後方支援ができる体制づくりをしていくようにという指針もあって、今、私どもは機能別消防団員の方もふやしたり、体制を整えておるわけであります。

その中で、特に私どもが女性消防団員の皆さんをこれから育成してお願いをしていかなきゃあかんという一つの目的として、確かに女性も消防団員と一緒にあってホースを担いで出動するというのも職務にあるかもしれませんが、我々が初め対応として進めようとしたのは、やはり広報活動を中心として、女性が現場に出かけて多くの皆さんに消防や火災等の広報活動をするのは大事なことでありますから、そういう目的の一つの方向としてお願いしたのもありました。当然、この中には職員だけではなくて、一般の住民の女性の皆さんも御理解いただいて一緒に行動する、そういうことをすることがこれからの大きな仕事だと思います。これは無理やり入っていただくわけにもまいりませんので、地道にお願いやPRをしながら、自分たちの地域は自分たちで守ろうという気概を持っていただいた中で進めていきたいと思っていますから、女性消防団員のことについてはそういう御理解もいただいて、また御協力もいただきたいと思っています。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず定数の関係、町長のほうから御答弁をさせていただいたところでございます。それで、なかなか確保ということで、今の町長より御答弁させていただいた機能別団員というような団員制度も設けまして、その団員の確保に努めさせていただいているところでございます。

この定数については条例がございまして、昭和41年に条例制定されて、いつのころからこの120になったかはちょっと今手元では確認ができませんので、そういった経緯があるということと、確保できないから定数の見直しをという部分もあるわけですけども、時折しも平成25

年には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律という法律が制定されまして、町長が申しあげましたように、火災のみならずそういった地域の防災力をというようなことがございましたので、そのあたりを含めて維持確保をしてみたいというような思いのもとにそういったような制度の改正、運用等に今努めているところでございますので、御理解をいただけたらと思います。

それと、2点目の女性消防団の団長が出席される県の会議への出席できない理由というのをお尋ねいただきました。大変申しわけございません、その会議の云々ということは十分詳細まで承知をいたしておりませんのでお答えはあれですけれども、そういう機会があって、いろんな他の地域での活動状況等、そういった参考になる部分がたくさんあると思いますので、こういった機会があればそういった部分にも積極的に参加をさせていただきながら、情報収集、または自地域内での活動につなげていけたらと思っております。

次に、最後3点目は、いろいろ避難判断水位とかメールとかあるけどというようなことでお尋ねをいただきました。確かに新聞報道、テレビでされますのが、先ほどお話しくださった夜間の時間帯でのそういった情報の提供についてでございます。これらは、国も県もそうすけれども、空振りを恐れずになるべく早いタイミングで住民の皆さんの安全を確保するようというようなことで何回も言われているところでございます。基本的にはそういう水位等を見詰めながらですけれども、今後の状況といたしますか、どんどんそれが加速して増していく状況なのか、あるいは収束していく状況なのかということは、いろんな情報収集をしながら適切なタイミングで住民の皆さんにそういった情報の提供をさせていただければと思っております。

あと、情報伝達の手段でございますけれども、そういったマニュアルは持って対応をしております。一義的にはあんしんメールと防災行政無線で、自宅に見えればそういった無線で情報収集していただくこともできるし、外におられてもメールで受信していただくことができるということで、それぞれの媒体の特性というものがございますので、いろいろ組み合わせながら確実に早く情報をお伝えするというを基本に努めてまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

町長がおっしゃることはよくわかります。女性消防団員のそういう部分での活躍というのは十分承知しておりますし、その部分は大事なことだと思いますので、団のほうとよく相談して、会議のことも含めてよく検討して進んでいただきたいと思います。

それから、水防の水位の話なんですけれども、NHKの岐阜放送局から出ているデータ放送には、木曽川の水位、笠松観測所の水位がちゃんと何メートルというのがいつも出ています。

そのときごとに避難判断水位なのか正常なのかというのも、全部その状況がそれぞれ見られます。それはインターネットにつながなくても、家庭にあるテレビで、今、普通に全部デジタル放送のテレビ受信機になっていますので、家庭でいながらそれが見られます。それで例えば避難判断水位になったら町からの連絡が入るかもしれませんので、ぜひ防災無線を準備してくださいとか、聞いてくださいとか、メールを確認してくださいとかというような、例えば事前にテレビで確認できますよとか、地震のように突然来るわけじゃないですよ、水害というのは、大体がある程度間を置いて、ふえそうか、減りそうかというのを見ている時間帯は結構長いことあると思うんですよ。

確かに、本当に急に来るという場合もあるかもしれませんが、それだって雨が降ってくるわけですから、地震とはちょっと状況が違うと思うんですね。だから、その部分で、御家庭で簡単に見られるということをより一層周知していただくというのが、家庭の中で木曾川の水位に興味、関心を持っていただくという部分では大変大きいのではないかなと思うので、ぜひとも活用していただきたいと思います。よろしくお願いします。要望です。返事してもらってもいいですけど。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほど御質問をいただきました水防団の出動回数等についてでございますが、平成29年度におきましては延べ回数で4回、出動人員は57名でございました。

あと、続きまして、今ほどの今はいろんな情報が出ておりますので、住民の皆さんに有効に活用をいただける情報については、国の情報ですとか県の情報、町の情報、こういったものがありますよというようなことは例年防災特集を組んでおりますので、そういった広報掲載記事等の中ですとか、ホームページの中でも御紹介をさせていただきながら、住民の方にも周知に努めてまいりたいと考えておりますので、またいろいろ御助言等よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後0時02分

